

公益社団法人日本金属学会 谷川・ハリス賞規程

(規程の目的)

第1条 日本金属学会谷川・ハリス賞の資金の設立、管理及び運用並びにこの賞の事業の運用を適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(資金の設立)

第2条 本会は、昭和37年3月中外炉工業株式会社及び米国ミドランドロス株式会社から寄付された5,000,000円をもとに、この賞の事業を行うため、昭和37年3月に資金を設立する。
2 昭和44年8月および昭和59年7月中外炉工業株式会社から寄付された10,000,000円を資金に加える。

(資金の名称)

第3条 この資金の名称は、日本金属学会谷川・ハリス賞資金とする。
2 資金の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第4条 この賞の事業は、次の各号に該当する優れた研究業績で構造材料分野又は高温プロセスに関連する金属及び関連材料分野の学術又は工業技術の発展に貢献することが大であると認められた者に授賞することを目的とする。

- (1) 鉄鋼、非鉄等金属の製錬・精錬
- (2) 金属材料の熱処理に関連する研究
- (3) 金属及び非金属の耐熱材料に関する研究
- (4) 構造材料分野又はその他高温プロセスにおける金属学に関する工業的あるいは基礎的研究

2 この賞の授賞対象となる業績は研究成果の頂点又は集積のいずれでもよい。

(資金の管理及び運用)

第5条 この賞の資金の元金は、本会の他の財産とは分別して、管理する。
2 この賞の資金は、元本を保証する預貯金及び投資有価証券他によって運用する。

(資金及び利息の使途)

第6条 この資金及びその運用益は、第4条に定めるこの賞の事業に使用しなければならない。

(事業の費用の充当の順序)

第7条 この賞の事業の費用の充当は、まずこの賞の資金の運用益で行い、運用益だけでは不足する場合には資金の一部又は全部を取崩して行う。
2 事業の費用の一部を充当することができない場合には、理事会の決議により、本会の財産で償うことができる。

(資金の取崩)

第8条 この賞の資金の一部又は全部の取崩しは、理事会の決議を要する。

(会計)

第9条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

3 この賞の資金の残高は、本会の貸借対照表及び財産目録に記載する。

(事業の運営組織)

第10条 この賞の事業は、理事会の決議により、谷川・ハリス賞選考委員会を設置して、運営する。

2 委員会の委員長は、各種賞検討委員会の委員長が務める。

3 委員会の委員は、理事又は既受賞者から選任する。

4 委員が候補者となった場合は、委員から除くこととし委員の補充はしない。

5 この賞の候補者と利害関係がある者は、委員になることができない。

(事業の内容)

第11条 この賞の事業の内容は次のものとする。

(1) 募集に係る業務

(2) 選考に係る業務

(3) 授賞に係る業務

(4) 結果の公表に係る業務

(募集)

第12条 この賞の推薦要領は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 推薦は、本会の代議員1名又は正員3名が、候補者の業績の主題及び推薦理由書を付して本会会長に申し込むものとする。

3 前項において、広く内外の学会又は専門家の推薦を参考とすることができる。

4 候補者は、受賞年度の5月末時点で46才以上の者とする。

5 候補者は本会会員であることを要しない。

6 推薦書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第13条 この賞の選考は、第10条に定める選考委員が基準に基づいて採点し、その結果を基に委員会で受賞候補者を選定し、理事会に諮る。

2 選考の基準は谷川・ハリス賞規則に定める。

3 理事会で、受賞者を決定する。

4 理事会が授賞該当の者がないと認めたときは、その年度は授賞しない。

(授賞)

第14条 この賞は、本会の春期講演大会の機会に授賞する。

2 授賞は賞状及び賞牌とする。受賞者が非会員の場合には、1年間の会員資格を与える。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

4 受賞者は、春期講演大会の折に受賞記念講演を行う。

(結果の公表)

第15条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属及び授賞理由とする。

3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(授賞の取り消し)

第16条 授賞後に受賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消すことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならぬ。

(事業の終了及び資金の処分)

第17条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合には、理事会の決議により、この事業を終了し資金を処分することができる。

2 前項において、資金等債権及び未払金等債務の処分は、理事会の決議による。

(委員会の関与)

第18条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の変更)

第19条 この規程を変更する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第20条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 昭和37年3月17日 制定(第310回理事会決議)
2. 昭和44年9月1日 一部改訂(第447回理事会決議) 基金追加
3. 昭和59年7月13日 一部改訂(第625回理事会決議) 基金追加

4. 平成 21 年 3 月 19 日 一部改訂(第 851 回理事会決議) 条文小見出し、基金取崩条文追加等
5. 平成 21 年 7 月 16 日 一部改訂(第 855 回理事会決議) 基金を資金に変更
6. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会の関与の条文の追加
7. 平成 22 年 12 月 6 日 一部改訂(第 866 回理事会決議) 入会義務の削除
8. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
9. 平成 23 年 12 月 9 日 一部改訂(第 874 回理事会決議) 授賞に係る条文の改訂
10. 平成 24 年 8 月 7 日 一部改訂(第 880 回理事会決議) 受賞記念講演の条文の追加
11. 平成 24 年 12 月 7 日 一部改訂(第 882 回理事会決議) 選考条文の文言の訂正
12. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他
13. 令和元年 10 月 9 日 一部改訂(第 931 回理事会決議) 年齢要件追加他
14. 2020 年 2 月 5 日 一部改訂(第 933 回理事会決議) 授賞の取り消し条文追加